

別表 1（相談窓口）【新規】

市町村が実施する創業支援等事業（北塩原村）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） ・ これまでは創業相談窓口がなかったため、創業に関する相談は年間数件程度であったが、相談窓口の新規設置および北塩原村と関係機関との連携強化により、年間 10 件の相談件数を目標とする。 創業実現数は、年間相談件数の 2 割である年間 2 件を目標とする。 （目標数） 創業支援対象者数 10 件、創業者数 2 件
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 〈相談窓口〉 【新規】 北塩原村産業課に創業支援の相談窓口を設け、北塩原村商工会、福島県商工会連合会会津広域指導センター（以下、「会津広域指導センター」という）、地域金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、北塩原村産業課の職員 1 名を配置することとし、平日 9 時から 17 時まで相談対応を行う。 相談窓口では、相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう、北塩原村商工会、地域金融機関を紹介するなど地域連携支援のネットワークを活用して的確な支援を実施する。 また、空き家・空き店舗情報を提供し、創業に向けた支援を行うとともに地域活性化につなげていく。 創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉 1. ターゲット市場の見つけ方 北塩原村及び北塩原村商工会が市場ニーズの把握に努めるとともに、各業種・業界の動向や国施策、法制度の動向など必要な情報提供、アドバイスを行う。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 北塩原村商工会、会津広域指導センターが顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。 3. 売れる商品・サービスの作り方 北塩原村商工会、会津広域指導センター、専門家と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 北塩原村商工会が販路開拓のためのマッチング支援を行う。 5. 資金調達 北塩原村商工会が資金調達のアドバイスを行い、日本政策金融公庫の融資制度の案内や地域金融機関と連携して金融支援を行う。また、書類作成・補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、北塩原村が公的制度融資や信用保証料及び利子補給を行う。 6. 事業計画書の作成 北塩原村商工会が事業計画書の策定についてアドバイスを行う。さらに、必要に応じて会津広域指導センター専門経営指導員（中小企業診断士）に事業計画書へのアドバイス、ブラッシュアップを依頼する。 7. 許認可・手続き 北塩原村商工会がワンストップ相談窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイスを行い、北塩原村、連携機関への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

北塩原村商工会と会津広域指導センターが連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的に相談を受け付け、アドバイスを行う。

〈創業支援機関との連携〉

各支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者等の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、北塩原村が情報集約し、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者等がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで各支援機関がハンズオンで支援できるようにする。

〈特定創業支援等事業について〉

会津広域指導センターから講師を招き「創業塾」を年1回以上実施し、受講終了後も商工会の経営指導員や専門家が金融機関とも連携しフォローすることとする。年1回の実施のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識に関する講義をすべて受講し、かつ8割以上出席した者については、「特定創業支援等事業」を受けた者として北塩原村が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を北塩原村が把握することとし、創業希望者等に対するアンケート調査等により常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業希望者等に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。また、創業後についても、北塩原村商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行って行くとともに、成功事例については、北塩原村、北塩原村商工会の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業希望者等に対しては、創業支援サービスを行わない。各支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

北塩原村産業課に相談窓口、北塩原村商工会にワンストップ相談窓口を開設する。

また、各支援機関とも連携のうえ、チラシ等を作り、それぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、北塩原村の広報誌やホームページ等においても、ワンストップ相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

各支援機関との連携を密にするため、年一回程度、支援機関の担当者会議を開催し、活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和7年6月25日～令和12年3月31日

別表 2-1（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）
（北塩原村商工会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 北塩原村商工会 (2) 住所 福島県耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内4147番地 (3) 代表者の氏名 会長 佐藤 憲信 (4) 連絡先 TEL：0241-23-5556 FAX：0241-23-5535 担当：岩下 翔
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・創業や起業を希望される方に対し、創業計画書や経営計画書などの各種計画作成支援、資金計画支援、各種手続指導等について支援する。 ・これまでは創業に関する相談は年間数件程度であったが、北塩原村及び関係機関との連携強化により、年間10件の相談件数を目標とする。 ・創業実現数は、年間相談件数の2割である年間2件を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数10件、創業者数2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口の設置＞【既存】 ・北塩原村商工会に創業に関するワンストップ相談窓口を設置する。 ・北塩原村及び関係機関と連携し、創業予定者の支援を行うとともに、創業後も安定的な経営維持を支援するため、継続的なフォローを行う。 ・主な支援内容は下記のとおり。 ➤ 創業計画書作成支援 ➤ 経営計画書作成支援（内部環境分析、外部環境分析等含む） ➤ 販路開拓支援 ➤ 資金計画支援 ➤ 補助金活用支援 ➤ 各種手続指導 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・北塩原村や金融機関、地域内事業者等関係機関と連携し、個別相談や専門家の派遣等、必要に応じた創業希望者への支援を行うとともに、創業後も安定的な経営維持を支援するため、継続的なフォローアップを行う。 ・相談窓口の設置や各種補助金等について、北塩原村の広報誌やホームページ等への掲載や関係機関へのチラシの配架等により、広く情報発信を行う。 ・ワンストップ相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、北塩原村との情報共有を図る。
計画期間
令和7年6月25日～令和12年3月31日

別表 2-2（創業塾）【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）
（北塩原村商工会・福島県商工会連合会会津広域指導センター）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①北塩原村商工会 ②福島県商工会連合会会津広域指導センター (2) 住所 ①福島県耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内4147番地 ②福島県大沼郡会津美里町字北川原41 会津美里町役場本郷庁舎3F (3) 代表者の氏名 ①会長 佐藤 憲信 ②会長 渡邊 武 (4) 連絡先 ①TEL：0241-23-5556 FAX：0241-23-5535 担当：岩下 翔 ②TEL：0242-93-5607 FAX：0242-56-3815
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・創業や起業を希望される方に対し、スムーズな事業開始ができるよう必要な知識や手続き等を習得して頂く。自身のありたい姿をイメージして頂き、より計画的な経営をしていくよう意識付けを行う。 ・北塩原村や金融機関と連携し周知することにより、年間10名の参加を目標とするとともに、受講終了後もフォローアップを行うことで、参加者の2割にあたる年間2件の創業を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数10件、創業者数2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜創業塾（セミナーの開催）＞【新規・特定創業支援等事業】 ・「創業塾」を年1回（全5回、1コマ2時間）実施し、受講終了後も商工会が関係機関と連携しフォローアップを行う。 ・セミナー内容に関しては下記の内容を盛り込む。 ➢ 創業に必要な手続き・心構えについて 【経営・人材育成】 ➢ 財務諸表の見方と創業に必要な資金計画及び融資制度について 【財務】 ➢ 創業計画作成（内部分析・外部分析を通した事業計画の策定）と計画経営について 【経営】 ➢ 販路開拓の手法とITツールの活用について 【販路開拓】 ➢ 人を雇う時のルールについて 【経営・人材育成】 ・講師は、福島県商工会連合会会津広域指導センターの専門経営指導員（中小企業診断士）を招聘。必要に応じて商工会の専門家派遣制度を利用する。 ＜特定創業支援等事業について＞ ・年1回の実施のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識に関する講義をすべて受講し、かつ8割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・会場は北塩原村商工会（北塩原村構造改善センター）2階研修室を利用。カリキュラム

については福島県商工会連合会会津広域指導センターの専門経営指導員と打ち合わせを行い決定する。

- ・受講後も商工会でフォローアップを行い、事業が軌道に乗るよう伴走支援を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たしたものについては、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成して北塩原村に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和7年6月25日～令和12年3月31日